

# 食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

## 1 マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化

- ① マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化（廃棄物処理法を改正（H29.6.16公布））  
（改正前：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ② 電子マニフェストにおいて 不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修

## 2 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化

### （監視体制の強化）

- ① 都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る 立入検査マニュアルを策定（H28.6.21通知済）

### （処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成）

- ② 廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請（H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定）
- ③ 優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に 自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み（検討経費の一部を環境省が支援）。

### （許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化）

- ④ 許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。

（廃棄物処理法を改正（H29.6.16公布））

## 3 排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化

- ① 食品リサイクル法における 食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の改正及び転売防止の取組強化のための 食品関連事業者向けガイドラインの策定（H29.1.26）
- ② 排出事業者の責任の徹底（H29.3.21）、排出事業者向けチェックリスト（処理状況の確認等）の活用（H29.6.20）について、都道府県等への通知済
- ③ 許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け（廃棄物処理法を改正（H29.6.16公布））